

## I. 議会

### 1. 必置機関

憲法 93 条 1 項と自治法 89 条の関係

町村総会という制度の存在 (94 条)

### 2. 選挙関係

(1)選挙権・被選挙権等

(2)電子投票 Cf. 可児ショック・最決平成 17 年 7 月 8 日判例地方自治 276 号 35 頁

(3)特例選挙区 Cf. 最判平成 12 年 4 月 21 日 (自治百選 72 事件)

### 3. 権限

(1)議決権

(a)必要的議決事項 (96 条 1 項)

立法事項のほか、重要な行政上の意思決定も行う。

議会の議決を経ないでなされた行為は無効とするのが判例の大勢。

Cf. 最判昭和 35 年 7 月 1 日民集 14 卷 9 号 1615 頁 (自治百選 A12 事件)

(b)予算

増額修正が可能であるが、長の予算提出権を侵すことはできない (97 条 2 項)。

減額修正については明文の規定はないが当然に可能との解釈

(c) その他の法令による議会の権限

(d)条例による議決事項の追加 (96 条 2 項)

行政計画の策定・改廃を議決事項とする条例の増加

法定受託事務に係る事件も原則として議決案件化が可能 ⇨ 2011 年改正

(e)法的効果のない決議・・・政治的效果のみ

(2)検査権・監査請求権

(a)1991 年自治法改正 → 機関委任事務の対象化

(b)1999 年地方分権改革 → 機関委任事務の廃止 → 98 条 1 項括弧書

(3)調査権

(a)100 条調査権 (b)参考人制度 ← 1991 年自治法改正

(4)不信任決議

### 4. 本会議

(1)会議の種類・回数・・・定例会と臨時会 条例で定める回数

(2)本会議中心主義：委員会は必置機関にあらず。

(3)議会の解散・・・①不信任決議 ②住民による解散請求 ③自主解散

5. 議会事務局 ⇔ 専門的能力の育成強化、執行機関からの独立性の確保

6. 議会の運営

(1)情報公開

(2)環境整備 ——女性や勤労者の立候補のために——

II. 執行機関

1. 執行機関概念

(1)行政官庁法理

(2)事務配分的機関概念

2. 多元主義と一体性の原則

(1)執行機関の多元性

(2)総合行政 ⇔ 国の場合の分担管理原則

3. 長

(1)地位・・・多選の弊害の問題

(2)権限

(a)包括的事務処理権限

(b)議案提出権

(c)権限の委任

(3)首長部局・・・内部組織の自主編制権

(4)補助機関 副市町村長＋会計管理者

(5)議会との関係・・・再議請求権、再議に付する義務

III. 委員会および委員

1. 意義

2. 必置機関

3. 執行機関法定主義

4. 長との関係

5. 委員の選任方法

6. 委員会の組織

7. 監査委員および外部監査

## I. 旧制度

### 1. 自治事務

**旧自治法 2条 2項** 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体に属するものの外、その区域におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

公共事務（固有事務）：住民へのサービス事務、地方税の賦課徴収など。

団体委任事務：都道府県警察の設置、国民健康保険事業の運営がその例。

行政事務：権力性のある事務。

### 2. 機関委任事務

#### (1) 定義および沿革

定義：国の事務を地方公共団体の長等に委任して実施させる仕組み

沿革：市制町村制（1881＝明 21）

市制町村制理由書 「事務ヲ町村ニ委任セスシテ直接ニ町村長其他町村ノ吏員ヲシテ之ヲ委任ス」

**旧自治法 150条** 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

#### (2) 指揮監督権

都道府県知事や市町村長は、機関委任事務の実施に関しては、大臣の指揮監督下に置かれた。Cf. 旧国家行政組織法 15条

#### (3) 機関委任事務における権限行使のあり方

機関委任事務に関しては条例を制定できない。

法令の自主解釈権なし。

通達による指針設定

#### (4) 職務執行命令の制度

制度の構成については、沖縄代理署名事件（最判平成8年8月28日民集50巻7号1952頁・自治百選122事件）を想起。

## II. 地方分権改革

### 1. 改革の背景

中央集権型システムの欠点

① 法律の執行の局面に鈍感

② 行政環境の変化に対する感受性の欠如 ⇨ 北部・中部ヨーロッパ型地方自治の注視

## 2. 地方分権改革の流れ

- 93.1.4 民間政治臨調「地方分権に関する緊急提言」
  - 2.23 経団連「21世紀に向けた行政改革に関する基本的考え」
  - 6.3/4 衆参両院「地方分権の推進に関する決議」
  - 10.27 第三次臨時行政改革推進審議会答申。二層制を前提とする改革
- 94.6.29 村山内閣成立
  - 7.17 自治労「分権自治構想」
  - 9.26 地方6団体が地方分権推進要綱を政府に提出
  - 11.18 行政改革推進本部・地方分権部会による内閣の意思の確定
  - 11.22 第24次地方制度調査会答申
- 95.7.3 地方分権推進法施行。地方分権推進委員会設置
  - 10.11 地方分権推進委・くらしづくり部会設置
  - 10.12 同・地域づくり部会設置
  - 10.19 地方分権推進委「地方分権推進に当たっての基本的考え方・行政分野別課題審議に当たって留意すべき事項」
  - 12.12 地方分権推進委「機関委任事務を廃止した場合の従前の機関委任事務の取扱いについて（検討試案）」「その他の事項についての委員長見解（要旨メモ）」
  - 12.25 閣議決定「当面の行政改革の推進方策について」
- 96.1.5 村山内閣総辞職。橋本内閣成立
  - 1.8 自社さ「新しい政権に向けての3党政策合意」
  - 2.29 橋本首相が4つの委員会の調整会議を開催
  - 3.29 地方分権推進委「中間報告——分権型社会の創造——」
  - 4.18 地方分権推進委、行政関係検討グループ設置。補助金・税財源検討グループ設置
  - 6.18 自民党行政改革推進本部「橋本行革の基本方向」を公表
  - 10.4 地方分権推進委「機関委任事務の廃止に伴う事務の整理及び国の関与に関する考え方（たたき台）」
  - 10.20 衆議院解散総選挙。自民党が第一党の地位を確保
  - 11.19 総理府に行政改革会議を設置することを閣議決定
  - 11.20 橋本首相「現実的で実現可能な勧告にしてもらいたい」と発言
  - 11.28 行政改革会議の初会合
  - 11.29 橋本首相衆議院で地方分権推進の決意表明
  - 12.20 地方分権推進委「第一次勧告——分権型社会の創造——」「国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ」

- 97.7.8 地方分権推進委「第二次勧告 ——分権型社会の創造——」
- 9.2 地方分権推進委「第三次勧告 ——分権型社会の創造——」
- 9.3 行政改革会議の中間報告
- 10.9 地方分権推進委「第四次勧告 ——分権型社会の創造——」
- 12.3 行政改革会議の最終報告
- 12.24 自治省「機関委任事務の廃止後における地方公共団体の事務のあり方及び一連の関連する制度のあり方についての大綱」
- 98.5.29 閣議決定「地方分権推進計画」
- 6.9 中央省庁等改革基本法案成立
- 7.12 参議院選挙で自民党大敗。小渕内閣成立
- 8.7 小渕首相衆院で所信表明演説
- 11.19 地方分権推進委「第五次勧告」
- 12.3 西尾勝委員座長辞任表明
- 99.3.26 閣議決定「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」  
閣議決定「第二次地方分権推進計画」
- 3.29 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」国会提出
- 7.8 同成立
- 7.16 同公布
- 00.4.1 同施行
- . . . . .
- 01.6.14 地方分権推進委「最終報告」
- 01.7.3 地方分権推進法失効

### 3. 機関委任事務の廃止

		国の直接執行事務
機関委任事務	⇨	自治事務（約 6 割）
561 本の法律		法定受託事務（約 4 割）
都道府県 379		
市町村 182		

#### 機関委任事務の問題点 ——地方分権推進委第一次勧告——

- ①国と地方公共団体とを上下・主従の関係に置く。
- ②知事、市町村長が、地方公共団体の代表者としての役割に徹しきれない。
- ③国と地方公共団体との間で行政責任の所在が不明確
- ④地方の裁量的判断が狭くなっている。

⑤硬直的で全国画一の行政システムが地域における総合行政の妨げになっている。

#### 4. 自治事務における権限行使の基準

「地方自治の本旨」と「役割分担の趣旨」に則って法律を作る国会の義務（自治法 2 条 11 項）

通達の廃止→自主法令解釈権の重要性→法令解釈・適用の能力の向上を図る必要性  
条例制定の量と意義の増大

#### 5. 法定受託事務（自治法 2 条 9 項）＝ 1 号法定受託事務＋ 2 号法定受託事務

中央省庁のまきかえしによる法定受託事務の増加

法定受託事務は地方公共団体の事務 → 地域における事務（自治法 2 条 2 項）

自治事務との区別の意義 → 国等の関与・・・これは次回

法定受託事務に係る審査請求（自治法 255 条の 2） ⇨ 改正行政不服審査法 46 条 1 項

本来的法定受託事務と非本来的法定受託事務の区別？

処理基準（245 条の 9）の法的性質・・・これは次々回